

第2章 都市計画道路の見直しの内容

1. 見直し対象路線の選定 【ステップ1】

「基本的な考え方」により本市の都市計画道路全 39 路線のうち、次の判定条件に該当する場合は見直しの検討を行うこととしました

判定条件
① 道路種別による選別 幹線街路、区画街路を対象とし、自動車専用道路は国土レベルでの自動車ネットワークを形成していることから、見直しの対象路線から外す。
② 長期未着手等の路線 都市計画決定後 20 年を経過した未着手の幹線街路及び区画街路とし、必要に応じ都市計画変更後 5 年を経過しても未着手のものも対象とする。(未着手率 20%以上の路線)
③ 見直しの必要性（課題・問題点）のある整備済等の路線
④ 隣接都市計画区域の都市計画道路と不整合のある路線 (平成 19 年「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」以降に確認された課題)

道路の種別	道路の機能等の説明
自動車専用道路 (2 路線を都市計画決定)	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量かつ高速に処理する。
幹線街路 (25 路線を都市計画決定)	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路。
区画街路 (12 路線を都市計画決定)	街区内の交通を集散させるとともに、宅地内への出入交通を処理する。また街区や宅地の外郭を形成する、日常生活に密着した道路。(戦時中の空襲などによる延焼防止のため建物を移転させた跡地を、戦後に道路として都市計画決定した、いわゆる疎開跡地街路なども含む)
特殊街路 (鎌倉市にはない)	自動車交通以外の特殊な交通の用に供する道路等

1) 見直し対象路線選定の結果

上記の判定条件により対象路線を選定し、その結果は次のようになりました。

- ① 道路種別による選別
幹線街路全 25 路線、区画街路全 12 路線の合計 37 路線を見直し対象となるか否かを判定する路線としました。自動車専用道路 2 路線（1・3・1 号高速横浜環状南線 1・4・1 号横浜湘南道路）は、検討対象から除外します。
- ② 長期未着手等の路線
都市計画決定後 20 年を経過し未着手の幹線街路は、3・5・4 号和田塚名越線ほか 5 路線、区画街路は、7・6・2 号魚勘通りほか 4 路線となり、合計 11 路線を見直し対象路線としました。

- ③ 見直しの必要性（課題・問題点）のある整備済等の路線
「史跡指定等があり整備について困難性がある」などの理由から、幹線街路の 3・4・2 号由比ガ浜関谷線や 3・6・5 浄明寺大町線ほか 4 路線を見直し対象路線としました。(左記②との重複も含む。)
- ④ 隣接都市計画区域の都市計画道路と不整合のある路線
幹線街路の 3・5・1 号国道 134 号線ほか 5 路線を見直し対象路線としました。(上記②、③との重複を含む。)

以上の結果により、幹線街路 16 路線、区画街路 5 路線の合計 21 路線が見直し対象路線となり、【ステップ 2】(後述)で路線(区間)の検証を進めることとしました。(判定結果の一覧は、判定表 1 を参照。)

したがって、ステップ 1 の段階で見直し対象外となった存続候補 18 路線の内訳は、次のとおりです。

表 1 見直し対象外となった路線候補 一覧表

ア. ①により見直し対象外となった路線

自動車専用道路 2 路線
1・3・1 号高速横浜環状南線 1・4・1 号横浜湘南道路

イ. ②、③、④に該当せず見直し対象外となった路線

幹線街路 9 線	区画街路 7 路線
3・2・1 号横浜藤沢線	7・6・1 号光明寺通り
3・4・1 号鎌倉停車場線	7・7・1 号二楽荘通り
3・4・4 号藤沢鎌倉線	7・7・2 号久保通り
3・5・2 号原宿六浦線	7・7・6 号塔ノ辻通り
3・5・5 号長谷大町線	7・7・7 号権五郎神社通り
3・5・8 号大船停車場藤沢線	7・7・8 号上河原通り
3・5・9 号阿久和鎌倉線	7・7・10 号桶川通り
3・6・3 号鎌倉大町線	
3・6・6 号大船駅岡本線	

【都市計画道路事業着手に関する用語解説】

- 改良済み
道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路の状態。
- 概成済み
改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね計画幅員の 2／3 以上または 4 車線以上)を有する道路の状態。
- 整備済み
改良済みと概成済みを合わせて、整備済みとしている。

判定表 1 ステップ1 見直し対象路線の選定

平成19年6月策定の「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」の見直し検討対象路線の選定方針に基づき、自動車専用道路は見直しの対象から除外し、幹線街路及び区画街路について検討を実施した。

①～④は判定条件参照

路線 数	区分・ 規模・ 番号	①種類	名称	代表 幅員 (m)	延長 (m)	都市計画決定 当初決定 (※1旧法決定)	整備状況						着手状況		①②③④ の該当	①道路種別による選別 ②長期未着手等の路線 ③見直しの必要性(課題・問題点)のある整備済等の路線 ④隣接都市計画区域の都市計画道路と不整合のある路線	参 考 古都・緑地・ 史跡・文化 財・景観等	総合 判定
							改良済み		概成済		改良+概成		未着手					
							延長(m)	率	延長(m)	率	延長(m)	率	延長(m)	率				
1	1・3・1	自動車専用	高速横浜環状南線	27	450	県 H7	0	0.0%	0				0	0.0%	①			対象外
2	1・4・1	自動車専用	横浜湘南道路	18	1,200	県 H12	0	0.0%	0				0	0.0%	①			対象外
1	3・2・1	主幹線街路	横浜藤沢線	32	1,250	県 S47(S44)	900	72.0%	0	0.0%	900	72.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
2	3・3・1	幹線街路	鎌倉参道線	22	1,815	県 S47(S13)	1,200	66.1%	615	33.9%	1,815	100.0%	0	0.0%	③	概成済区間について、史跡指定等がありさらなる拡幅について困難性がある※3。	該当	見直し対象
3	3・4・1	幹線街路	鎌倉停車場線	18	55	県 S47(S31)	55	100.0%		0.0%	55	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
4	3・4・2	幹線街路	由比ガ浜関谷線	18	8,600	県 S47(S31)	3,690	42.9%	0	0.0%	3,690	42.9%	4,910	57.1%	②③	長期未着手。史跡指定等があり整備について、困難性がある。	該当	見直し対象
5	3・4・3	幹線街路	横浜鎌倉線	18	1,750	県 S47(S31)	0	0.0%	1,150	65.7%	1,150	65.7%	600	34.3%	②	長期未着手。		見直し対象
6	3・4・4	幹線街路	藤沢鎌倉線	16	4,830	県 S47(S13)	3,180	65.8%	1,650	34.2%	4,830	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
7	3・5・1	幹線街路	国道 134 号線	15	7,000	県 S47(S13)	1,100	15.7%	5,900	84.3%	7,000	100.0%	180	2.6%	④	藤沢市、逗子市境に不整合あり。	該当	見直し対象
8	3・5・2	幹線街路	原宿六ツ浦線	15	540	県 H7(S31)	410	75.9%	130	24.1%	540	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
9	3・5・3	幹線街路	大船停車場谷戸前線	15	1,100	市 S47(S31)	500	45.5%	0	0.0%	500	45.5%	600	54.5%	②	長期未着手。		見直し対象
10	3・5・4	幹線街路	和田塚名越線	12	1,800	市 S47(S31)	0	0.0%	1,010	56.1%	1,010	56.1%	790	43.9%	②④	長期未着手。逗子市境に不整合あり。	該当	見直し対象
11	3・5・5	幹線街路	長谷大町線	12	1,400	県 S47(S31)	0	0.0%	1,400	100.0%	1,400	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
12	3・5・6	幹線街路	長谷常盤線	12	1,800	県 S47(S31)	0	0.0%	1,740	96.7%	1,740	96.7%	0	0.0%	③	史跡指定・古都 6 条地区に長大法面の発生が想定されるなどがあり、整備について、困難性がある※3。	該当	見直し対象
13	3・5・7	幹線街路	腰越大船線	12	6,340	県 H18(S13)	2,350	37.1%	3,620	57.1%	5,970	94.2%	0	0.0%	③	市街地整備の予定あり(深沢地区)。		見直し対象
14	3・5・8	幹線街路	大船停車場藤沢線	12	1,800	市 S47(S31)	1,800	100.0%		0.0%	1,800	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
15	3・5・9	幹線街路	阿久和鎌倉線	12	650	県 S47(S31)	0	0.0%	330	50.8%	330	50.8%	0	0.0%	該当なし			対象外
16	3・5・10	幹線街路	大船停車場小袋谷線	12	1,470	市 H18(S31)	1,100	74.8%	150	10.2%	1,250	85.0%	220	15.0%	④	横浜市境と不整合あり。		見直し対象
17	3・5・11	幹線街路	小袋谷笠間線	12	1,380	市 S47(S31)	210	15.2%	1,170	84.8%	1,380	100.0%	0	0.0%	④	横浜市境と不整合あり。		見直し対象
18	3・5・12	幹線街路	金沢鎌倉線	12	2,300	県 S47(S31)	430	18.7%	1,870	81.3%	2,300	100.0%	0	0.0%	④	横浜市境と不整合あり。	該当	見直し対象
19	3・6・1	幹線街路	鎌倉駅小町線	11	200	市 S47(S13)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	200	100.0%	②	長期未着手。	該当	見直し対象
20	3・6・2	幹線街路	腰越藤沢線	11	560	県 S47(S13)	0	0.0%	560	100.0%	560	100.0%	0	0.0%	④	藤沢市境と不整合あり。		見直し対象
21	3・6・3	幹線街路	鎌倉大町線	8	1,150	県 S47(S16)	160	13.9%	990	86.1%	1,150	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
22	3・6・4	幹線街路	小町材木座線	8	2,200	市 S47(S22)	0	0.0%	2,200	100.0%	2,200	100.0%	0	0.0%	③	中心市街地にあり拡幅の困難性が高い。都市計画区域と現道との不整合あり※3。		見直し対象
23	3・6・5	幹線街路	浄明寺大町線	8	1,600	市 S47(S31)	0	0.0%	300	18.8%	300	18.8%	1,300	81.3%	②	長期未着手。	該当	見直し対象
24	3・6・6	幹線街路	大船駅岡本線	9	1,600	市 S47(S31)	1,600	100.0%		0.0%	1,600	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
25	3・6・7	幹線街路	雪ノ下大船線	8	4,280	県 S47(S31)	120	2.8%	4,160	97.2%	4,280	100.0%	0	0.0%	③	都市計画区域と現道との不整合あり※3。	該当	見直し対象
1	7・6・1	区画街路	光明寺通り	8	200	市 S47(S22)	200	100.0%	0	0.0%	200	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
2	7・6・2	区画街路	魚勘通り	8	310	市 S47(S22)	170	54.8%	0	0.0%	170	54.8%	140	45.2%	②	長期未着手。		見直し対象
3	7・7・1	区画街路	二楽荘通り	4	223	市 S47(S22)	223	100.0%	0	0.0%	223	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
4	7・7・2	区画街路	久保通り	6	180	市 S47(S22)	180	100.0%	0	0.0%	180	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
5	7・7・3	区画街路	稲瀬川通り	6	290	市 S47(S22)	45	15.5%	0	0.0%	45	15.5%	245	84.5%	②	長期未着手。		見直し対象
6	7・7・4	区画街路	五所神社通り	6	150	市 S47(S22)	0	0.0%	90	60.0%	90	60.0%	60	40.0%	②	長期未着手。		見直し対象
7	7・7・5	区画街路	扇ガ谷鉄道東通り	4	350	市 S47(S22)	200	57.1%	0	0.0%	200	57.1%	150	42.9%	②	長期未着手。		見直し対象
8	7・7・6	区画街路	塔ノ辻通り	4	240	市 S47(S22)	240	100.0%		0.0%	240	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
9	7・7・7	区画街路	権五郎神社通り	4	40	市 S47(S22)	40	100.0%		0.0%	40	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
10	7・7・8	区画街路	上河原通り	4	50	市 S47(S22)	50	100.0%		0.0%	50	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
11	7・7・9	区画街路	モリソン通り	6	120	市 S47(S22)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	120	100.0%	②	長期未着手。		見直し対象
12	7・7・10	区画街路	桶川通り	4	70	市 S47(S22)	70	100.0%		0.0%	70	100.0%	0	0.0%	該当なし			対象外
					61,343		20,223		29,035				10,045					

※1 旧法決定(旧法による都市計画決定)：都市計画法は、大正8年に施行されて以来何度か改正されているが、一般的には大幅改正が行われた昭和43年以前を旧法、それ以降を新法と呼んでいる。

※2 着手・未着手の事項は、都市計画決定後20年以上経過し未着手率の高い(20%以上)幹線街路及び区画街路を検討路線とした。

※3 概成済みを含む整備済みや整備中の路線についても課題がある場合は、検討路線とした。

(概成済区間で、都市計画道路と同等の機能を有すると認められる路線に関して、車道幅員を確保しているものの歩道拡幅必要性があるなど、まちづくりの課題が認められる場合は見直しの対象路線とした。)

